

さいたま市総合設計制度許可取扱基準



さいたま市

さいたま市総合設計制度許可取扱基準

第1章 総則

(目的)

第1条 建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第59条の2に基づく総合設計制度（以下「総合設計制度」という。）は、適正な規模の敷地における土地の有効利用を推進し、併せて敷地内に日常一般に開放された空地（以下「公開空地」という。）を確保させるとともに、良好な市街地住宅の供給の促進等良好な建築物の誘導を図り、もって市街地環境の整備改善に資することを目的とするものである。

この基準は、法第59条の2第1項の許可について適正な運用を図るため、必要な事項を定めるものである。

(運用方針)

第2条 総合設計制度の取扱いに関しては、国から「総合設計に係る許可準則について」（昭和61年建設省住街発第93号、改正平成26年国住街第145号。以下「許可準則」という。）及び「総合設計許可準則に関する技術基準について」（昭和61年建設省住街発第94号、改正平成26年国住街第145号。以下「技術基準」という。）をもって技術的助言として通知されている。

本基準は、以上の技術的助言の趣旨を踏まえ、必要な事項を定めるものであり、具体的な運用にあたっては、個別事例ごとに敷地周辺の都市施設及び土地利用の状況、地域の特殊性等を勘案し、総合的判断に基づいて適正に運用するものとする。

(総合設計制度等の適用除外)

第3条 総合設計制度において、許可準則で定める「市街地住宅総合設計」、「再開発方針等適合型総合設計」、「都心居住型総合設計」及び「街区設計型総合設計」は、さいたま市における地域特性に鑑み適用しないものとする。

2 総合設計制度と併用して法に基づく他の許認可は行わないものとする。ただし、市長が特に支障がないと認める場合は、この限りでない。

(申請の事前協議)

第4条 本基準に基づき、総合設計制度の適用による許可を受けようとする者（以下「建築主」という。）は、当該許可の申請を行う前に、建築計画の概要図書等を市長に提出又は提示し、協議しなければならない。

2 総合設計制度を適用する建築計画は、上水、下水、道路、緑地、開発、交通、その他に係る関係部署と協議し成立したものでなければならない。

(申請書の提出時期等)

第5条 さいたま市中高層建築物の建築及び大規模開発行為等に係る紛争の防止及び調整に関する条例（以下「紛争防止条例」という。）に該当する建築物については、紛争防止条例第12条第1項の規定による審査終了通知書の交付があった後でなければ、許可申請書を提出することはできない。ただし、同条第2項の規定による期限内に審査終了できない旨の通知書の交付を受けたもの又は紛争防止条例第11条第3項の規定による意見対応状況報告書が受理された日から起算して30日を経過した日以後のもので、その事由がやむを得ないと認められるものについては、許可申請書を提出することができる。

2 紛争防止条例第7条の規定による標識及び第9条の規定による事業計画の説明においては、当該建築計画が総合設計制度の適用を前提とする計画であることを明示するものとする。

3 紛争防止条例に規定する中高層建築物の事業者と近隣住民又は周辺住民との間において紛争が生じた場合には、当該事業者は、争点に対し真摯に対応するものとし、その結果について、市長に対して書面で報告しなければならない。

(建築審査会に対する同意に係る付議)

第6条 当該許可事案において、紛争防止条例に規定する紛争が生じていない場合又は紛争が生じているが、前条第3項の規定によりなされた結果報告に係る事実行為が誠実に行われ、それが客観的に限界と判断した場合、特定行政庁は、建築審査会に対し許可事案の同意の付議を行うことができるものとする。

2 当該許可事案を付議しようとする日から起算して10日以内に、又は許可申請書の提出の日から起算して30日以内に、建築審査会の会議が開催される場合においては、その建築審査会に対し許可事案の同意の付議を行うことはできない。

第2章 基本要件

(基本的条件)

第7条 総合設計制度を適用する建築計画は、次の各号に掲げるすべてに該当するものであること。

- (1) さいたま市の都市計画マスタープラン、その他のまちづくりに関する基本的な方針及び地域的なまちづくりの方針等に整合していること。
- (2) 敷地の形態に著しい無理がないこと。
- (3) 建築計画に避難が円滑に行えない等、著しい支障がないこと。
- (4) 近隣との関係について安全、衛生等の観点から、用途地域を踏まえた社会通念上の配慮がなされていること。
- (5) 敷地に都市計画施設が含まれていないこと。ただし、都市計画施設の種類及び整備状況等により、市長が特に支障がないと認める場合は、この限りでない。

(適用地域)

第8条 適用地域は、近隣商業地域、商業地域又は準工業地域とする。

2 非住居系建築物を計画する場合の適用地域は、前項の地域に加え工業地域又は工業専用地域とする。

3 工業地域で、工業の利便を増進する目的以外の土地利用により市街化が進行し、現に相当広い範囲にわたっている地域で、住居系建築物の計画によるものが、周囲における市街地環境の整備改善に資すると認められる当該地域については前項の規定にかかわらず住居系建築物の適用も可能とする。

(許可を適用しない地域地区)

第9条 前条の規定による適用地域であっても、次の各号に掲げる区域内においては、総合設計制度を適用しない。

- (1) 高度利用地区、風致地区、地区計画区域、土地区画整理事業区域（地区計画区域又は土地区画整理事業区域で、当該区域の施行者等との協議により、当該区域計画上支障がなく、総合設計制度の適用がふさわしいと判断されたものを除く。）
- (2) 第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域又は高度地区の区域から 50メートル又は計画建築物の高さ以内の範囲

(3) 紛争防止条例第7条に規定する標識の設置日以前に認可された建築協定区域から100メートル又は計画建築物の高さの2倍以内の範囲

(4) 地上3階建て以下の建築物のみが立地する地域（許可を適用しようとする敷地から周囲100メートル又は建築物の高さの2倍以内の範囲に限る。）

(敷地規模要件等)

第10条 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下「令」という。）第136条第3項の規定による敷地面積の規模について、下表に掲げる規模以上であること。この場合において、原則として第8条及び第9条の規定により適用することのできない地域地区を敷地の一部とすることはできない。

用途地域	敷地面積の規模
準工業地域、工業地域又は工業専用地域	2,000平方メートル
近隣商業地域又は商業地域	1,000平方メートル

なお、同表に掲げる地域又は区域にわたる場合は、その敷地の過半の属する用途地域により適用する。

2 令第136条第1項の規定による敷地内の空地の規模について、空地の面積の敷地面積に対する割合が下表に掲げる数値以上であること。この場合において、自動車車庫の用途に供する工作物その他これに類する工作物（地下に設置されるものを除く。）の部分を空地の面積に算入することはできない。

基準建蔽率（C）	空地の面積の敷地面積に対する割合
5.5/10を超える場合	1.2－C

C：法第53条の規定による建蔽率の最高限度（以下「基準建蔽率」という。）

(建築物の構造と位置)

第11条 建築物は、耐火建築物又は準耐火建築物とすること。ただし、駐輪場等の附属建築物で、主要構造部を不燃材で造り、屋根を不燃材で葺いたものは、この限りでない。

2 建築物の各部分の壁面又はこれに代わる柱の面から敷地境界線までの水平距離は、各部分の高さに従い当該各部分の高さの平方根の1/2以上、かつ、1/10以上とすること。ただし、建築物に付属する自動車車庫（工作物を含む。）については高さの平方根の1/2以上とし、建築物に付属する物置や駐輪場等で軒の高さが3メートル以下のものについては、この

限りでない。また、計画建築物の敷地が水面、線路敷その他これらに類するものに接する場合においては、当該水面、線路敷その他これらに類するものに接する敷地境界線は、当該水面、線路敷その他これらに類するものの幅の2分の1だけ外側にあるものとみなす。

- 3 建築物（建築物に付属する物置や駐輪場等で軒の高さが3メートル以下のものを除く。）の各部分の高さの平方根の1/2以内に第13条又は第15条の規定による空地を設ける場合については、落下物等に配慮した計画とすること。ただし、高さが45メートル以下の建築物でバルコニー又はベランダの先端から有効60センチメートル以上後退した位置に高さが1.1メートル以上の手すりを設けた場合（手すりの外側には物品を置けない構造とした場合に限る。）は、この限りでない。

（前面道路の幅員等）

第12条 計画建築物の敷地は、次の各号に掲げる道路に、その敷地の連続した一辺以上が敷地の周長の1/7以上、かつ、10メートル以上有効に接しているものであること。

- （1） 準工業地域については、幅員（道路台帳に記載された幅員及び道路管理者により境界が確認された幅員をいう。以下本条において同じ。）6メートル以上そのまま同等以上の幅員を有する道路に接続されているもの。
- （2） 近隣商業地域、商業地域、工業地域又は工業専用地域については、幅員8メートル以上そのまま同等以上の幅員を有する道路に接続されているもの。

- 2 計画建築物の敷地に駐車場等の駐車設備を設ける場合の当該敷地からの車両の出入口については、前項（1）に定める道路に当該車両の出入口の幅が6メートル以上接するものであること。ただし、駐車場等の駐車設備の規模及び敷地周辺の道路の状況等を勘案し、市長が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認める場合は、この限りでない。

第3章 延べ面積の割増し基準

（公開空地）

第13条 公開空地とは、次の各号のすべてに該当する空地又は空地の部分（空地又は空地の部分の環境の向上に寄与する植込み、芝、池等及び空地の利便の向上に寄与する公衆便所等の小規模な施設に係る土地を含む。）をいう。

- （1） 歩行者が日常自由に通行し又は利用できるもので、周辺の防犯に考慮し照明設備

等を施したものであるもの（次項に規定する通り抜け通路状公開空地又は屋内に設けられるもの等でその地域の特性を考慮した場合等、夜間公開することが衛生上、防犯上好ましくないものとして市長が認めるものにあつては、深夜等において閉鎖することができる。）。

- (2) 特定の者が営利目的等のため、長期にわたり利用又は占有することができないものであるもの（地域コミュニティの形成等、周辺環境と一体となったまちの賑わいに資するもので、市長が認めるものにあつては、この限りでない。）。
- (3) ベンチ又は遊具等の空地の積極的な利用を促進するための施設が備えられているものであるもの（歩行空間を阻害する部分に設けるものを除く。）。
- (4) 動線上無理がなく、道路との高低差が6メートル以内で、スロープ等により進入可能なものであるもの（駅舎のコンコース、横断歩道橋等に連絡するもの等歩行者の利便に供する場合は、この限りでない。）。
- (5) 空地部分への車両の進入や駐車対策がなされているものであるもの。

2 公開空地の基準は、以下によるものであること。

(1) 歩道状公開空地

- イ 道路と一体として利用可能であること。
- ロ 道路に沿って敷地全長(第14条ただし書により市長が設けることを要しないと認める範囲を有する場合又は第17条に規定する範囲により最小限必要な範囲で分断されているものは、敷地全長にわたって設けられているものとみなす。)にわたって設けられるものであること。
- ハ 幅が4メートル以上で、かつ、通行可能な部分の有効最小幅が2.5メートル以上のもの（その形態上やむを得ないと認められる部分にあつては、通行可能な部分の有効最小幅が2.5メートル以上のもの）であること。

(2) 通り抜け通路状公開空地

- イ 敷地を貫通して道路、公園等を相互に有効に連絡するものであること。
- ロ 見通しを妨げるものがなく、動線上の無理がないものであること。
- ハ 幅が4メートル以上で、かつ、通行可能な部分の有効最小幅が2.5メートル以上のもの（その形態上やむを得ないと認められる部分にあつては、通行可能な部分の有効最小幅が2.5メートル以上のもの）であること。

(3) 広場状公開空地

イ 一の公開空地（種類の異なる公開空地が連続し、一体的な空間を形成している場合はそれらを一体とみなす。以下同じ。）の面積は、200平方メートル以上（近隣商業地域又は商業地域については100平方メートル以上）であること。

ロ 一の公開空地の幅は、4メートル以上であること。

ハ 各公開空地は、全周の1/8以上が道路、歩道状公開空地又は通り抜け通路状公開空地に接しているものであること。

（歩道状公開空地の設置）

第14条 計画建築物の敷地が、歩道のない道路又は幅員2メートル以下の歩道を有する道路に接する場合は、当該道路に沿って歩道状公開空地を設けること。ただし、道路整備状況等を勘案し、市長が設けることを要しないと認める場合は、この限りでない。

（公開空地に準ずる有効な空地）

第15条 敷地内の建築物の居住者や利用者の日常自由な利用又は通行に専ら供される空地及び空地の部分（空地又は空地の部分の環境の向上に寄与する植込み、芝、池等及び空地の利便の向上に寄与する小規模な施設に係る部分を含み、非常時以外において自動車が入り出す通路を除く。）で、次の各号に該当するものについては、公開空地に準ずる有効な空地として、第19条に規定する公開空地の有効面積に算入できるものとする。

- （1） 中庭等その周囲の大部分を建築物に囲まれ、道路に接していない空地（以下「中庭等」という。）にあつては、建築物の居住者等のコミュニティ形成の場として活用される等、適切な利用ができ、修景上良好に設計され、適切な規模（少なくとも300平方メートル以上であること。）を有すること。
- （2） 屋上にあつては、道路に面して設けられており、当該道路からの高さが、12メートル以下、かつ、当該道路の幅員以下のものであつて、緑化を図る等、修景上良好に設計されているものであること。また、その面積については、第13条第2項（3）イに規定する規模以上であること。
- （3） 建築物の管理者が管理する防災備蓄倉庫（建築物内部に設ける場合は公開空地に面するものに限る。）。

（計画敷地の緑化）

第 16 条 計画建築物の敷地においては、さいたま市緑化指導基準第 5 条の規定による緑地面積の算定方法に基づき敷地面積の 20 パーセント以上の緑化を図ること。ただし、計画される公開空地及び公開空地に準ずる有効な空地（以下「公開空地等」という。）に設けられる緑地水平投影面積は、当該公開空地等面積の 30 パーセントを上限とすること。

2 公開空地等において、インターロッキング等により仕上げられた通行可能な部分に支障がない範囲で設けられる独立した高木等の緑地（良質な公開空地等の整備に寄与すると市長が認めるものに限る。）は、前項ただし書きの規定における緑地水平投影面積に含めることを要しない。

（公開空地等とみなさない範囲）

第 17 条 第 13 条から第 16 条の規定により設けられる公開空地等の部分であっても、次に掲げる範囲は公開空地等とみなさないものとする。この場合においても、当該範囲について周囲の公開空地等の利便を損なうことのないよう整備しなければならない。

- （1） 建築物の外壁面より 50 センチメートル以内の範囲
- （2） 都市計画施設（都市計画施設の種類及び整備状況等により、計画建築物の敷地に含めることについて、市長が特に支障がないと認めるものをいう。以下同じ。）又は予定道路の範囲
- （3） 非常時以外において自動車及びオートバイ（原動機付自転車を含む。）が通行する車路の範囲

（公開空地等の有効面積の算定）

第 18 条 公開空地等の有効面積（以下「有効公開空地面積」という。）は、次の各号の区分に応じ、当該公開空地等又は公開空地等の部分の面積にそれぞれ該当する係数を乗じて算定するものとする。

- （1） 歩道状公開空地（幅が 4 メートルを超えるものにあつては、幅が 4 メートル以内の部分に限る。）

イ 敷地内に塀等の空地の連続性を妨げる計画のないもので、歩道との段差がなく歩道（幅員が 2 メートルを超える場合には、幅員を 2 メートルとみなす。以下、本条において同じ。）と合わせた幅が 6 メートル以上で第 12 条第 1 項による道路に接する部分については、1.8 とする。

- ロ 敷地内に塀等の空地の連続性を妨げる計画のないもので、歩道との段差がなく歩道と合わせた幅が6メートル以上の部分については、1.7とする。(イに該当する部分を除く。)
 - ハ 敷地内に塀等の空地の連続性を妨げる計画のないもので、歩道との段差がなく歩道と合わせた幅が5メートル以上の部分又は幅4メートル以上で歩道のない道路に50メートル以上接する部分については1.6とする。(イ及びロに該当する部分を除く。)
 - ニ イからハに該当するもの以外のものについては、1.5とする。
- (2) 通り抜け通路状公開空地(幅が4メートルを超えるものにあつては、幅が4メートル以内の部分に限る。(1)に該当する部分を除く。)
- イ 経路や延長距離等、敷地内を通行することにより歩行者の利便に寄与するものについては、1.5とする。
 - ロ イに該当するもの以外のものについては、1.2とする。
- (3) 広場状公開空地((1)及び(2)に該当する部分を除く。)
- イ 一体利用できる面積が500平方メートル以上で第12条第1項による道路に接する公開空地又は公開空地の部分については、1.3とする。ただし、公開空地又は公開空地の部分に公衆便所や防災機能を有する施設等の公益施設を設けたものについては、上記の係数に0.2を加えることができる。以下、ロ及びハにおいて同様とする。
 - ロ 一体利用できる面積が500平方メートル以上で幅員6メートル以上の道路に接する公開空地又は公開空地の部分については、1.2とする。(イに該当する部分を除く。)
 - ハ 一体利用できる面積が300平方メートル以上で幅員6メートル以上の道路に接する公開空地又は公開空地の部分については、1.1とする。(イ及びロに該当する部分を除く。)
- (4) (1)から(3)に該当するもの以外の公開空地又は公開空地の部分については、1.0とする。ただし、道路や歩道状公開空地、通り抜け通路状公開空地と接する部分の長さ以上奥まった部分や見通しの悪い部分等、公開空地としての有効性が低いもの(歩行者の利用を誘導する等の措置により、有効な公開空地等と市長が認めるものを除く。)にあつては、0.8とする。
- (5) 中庭等(公開空地に準ずる有効な空地)の部分については、0.5とする。

(6) 屋上（公開空地に準ずる有効な空地）の部分については、0.3とする。

(7) 防災備蓄倉庫（公開空地に準ずる有効な空地）の部分については、1.0とする。

2 次の各号に掲げるものの有効公開空地面積は、当該公開空地等又は公開空地等の部分の面積に前項に規定する係数を乗じて得たものに、次に掲げる区分による係数を乗じて算出するものとする。

(1) 公開空地の道路からの見通しが、隣地又は計画建築物によって妨げられるもの（道路の自動車交通量が著しく多い場合等公開空地が道路に接しないことが当該公開空地の環境上好ましい場合で、動線上無理のない通り抜け歩路を設けたものを除く。）については、0.5とする。

(2) 公開空地の地盤（公開空地が建築物の屋上である場合には、その屋上面）の高さが、当該公開空地に接する道路の路面の高さと比べて1.5メートル以上高いもの又は3メートル以上低いもの（地形上、道路から連続して高さが増減するもの及び駅舎のコンコース、横断歩道橋等に連絡するもの等歩行者の利便に供するものを除く。）については、0.6とする。

(3) ピロティ、アーケード、アトリウム等の建築物又は建築物の部分（以下「ピロティ等」という。）によって覆われている公開空地（はり下（はりがない場合には床版下。以下同じ。）10メートル以上のもの又は第11条第3項の規定による落下物の配慮のみを目的として計画された防護庇等や気候条件等のためピロティ等に覆われていることが公開空地の環境を向上させるものを除く。）

イ はり下5メートル以上の部分については、0.8とする。

ロ はり下2.5メートル以上5メートル未満の部分については、0.6とする。

3 隣接する敷地において一体的に計画された公開空地等について、隣接する敷地、建物等の関係権利者の同意が得られたものについては、全体を一の公開空地等とみなして、第1項及び第2項の規定を適用することができるものとする。この場合において、第1項及び第2項の規定中「当該公開空地等又は公開空地等の部分の面積」とあるのは「当該敷地内の当該公開空地等又は公開空地等の部分の面積」とする。

(容積の割増し)

第19条 許可による容積率の割増しに当たっては、次の各号に掲げるすべてに該当するものであること。

- (1) 計画建築物の敷地の法第 52 条第 1 項から第 7 項まで及び第 9 項の規定による容積率（以下「基準容積率」という。）に従い、次に掲げる方式によって得られる面積以下とすること。

$$V = A \times v \times \{1 + (S/A - 0.1) \times K_i \times K_A\}$$

A：敷地面積

S：有効公開空地面積の合計

V：割増し後の延べ面積

v：基準容積率

K_i、K_A：下表による割増係数

基準容積率（v）	割増係数（K _i ）
10/10	2/3
10/10 以上 90/10 未満	$1/3 + (9 - v) \times 1/8 \times 1/3$
90/10 以上	1/3

用途地域	敷地面積（A）	割増係数（K _A ）
近隣商業地域、商業地域、 準工業地域	5,000 m ² 以上	2
	5,000 m ² 未満	$1 + (A - A_{min}) / (5,000 - A_{min})$
上記以外の地域又は区域		1

A_{min}：第 10 条の規定（第 21 条第 2 項を含む。）により用途地域等の区分に応じて定められた敷地面積の最小規模

- (2) 前号に規定する容積率の割増しを行うに当たっては、基準容積率に 1.5 を乗じたものに敷地面積を乗じて得られる延べ面積と当該容積率に 10 分の 20 を加えたものに敷地面積を乗じて得られる延べ面積のいずれか小さいものを限度とする。
- (3) 有効公開空地面積の合計の敷地面積に対する割合（以下「有効公開空地率」という。）が、基準建蔽率に従い、下表に掲げる値に満たない場合には、(1) の規定にかかわらず、容積率の割増しを認めないものとする。なお、本号における有効公

開空地面積の合計には、第 15 条に規定する公開空地に準ずる有効な空地について、有効公開空地面積の合計の 2 分の 1 を超える部分を算入しないものとする。

基準建蔽率 (C)	有効公開空地率 (S/A) の下限
5.5/10 未満	0.5
5.5/10 以上	$0.2 + (1 - C) \times 10 / 4.5 \times 0.3$

C : 基準建蔽率

- (4) 計画建築物の延べ面積は、(1) 及び (2) の規定により得られた割増し後の延べ面積に対して 1 パーセント、かつ、100 平方メートル以上の残余面積を有するものであること。

(割増し後の延べ面積算定上の有効公開空地面積の合計に加えることができるもの)

第 20 条 建築物の屋上又は壁面に緑化するもので、次の各号の全てに該当するもの（公開空地等以外の部分に限る。）については、前条に規定する有効公開空地面積（第 3 号を除く。）に加算できるものとする。

- (1) 恒常的に樹木や多年草等を有効に生育するために必要な規模や構造の植栽基盤を設けるもの。
- (2) 緑地の維持管理に必要な出入口や通路等を設け、適切な灌水施設を設けるもの。
- (3) 風等による樹木の転倒や土壌の飛散を防止するもの。
- (4) 建築物の躯体に配慮した樹種を選定するもの。
- (5) 植栽基盤は他の部分と区画され、容易に移動することができないもの。
- (6) 植栽基盤の面積の 70 パーセント以上に樹木や地被植物が植栽されたもの。

2 緑化面積は、次の各号に掲げる範囲によるものとする。

- (1) 屋上緑化部分は、区画された植栽基盤の面積
- (2) 壁面緑化部分は、以下によるものとする。

イ 植栽基盤が一体となった緑化資材は、緑化資材の設置面積

ロ ワイヤー等により植栽の登はん又は下垂を補助する緑化資材（以下、「補助緑化資材」という。）を用いた植栽基盤は、補助緑化資材の設置面積

ハ 補助緑化資材を用いない植栽基盤は、植栽基盤の延長に 1 メートルを乗じて得

られた面積

3 有効公開空地面積に加算する場合の前項の規定による緑化の有効面積は、次の各号に掲げる係数を乗じて算定するものとする。

- (1) 屋上部分については、0.3 とする。
- (2) 壁面部分については、0.5 とする。

(特定施設等の整備に関する特例)

第 21 条 次の各号のすべてに該当する宿泊施設について、下表に掲げる容積率を限度として、施設の整備等に必要な部分（一般の利用に供する集会場、店舗、飲食店その他これらに類する用途に供する部分を除き、以下「宿泊施設等の部分」という。）の床面積を第 19 条（1）の規定により得られた割増し後の延べ面積に加えることができる。なお、容積率の割増しの最高限度は、第 19 条（2）の規定によるものとする。

敷地と前面道路との関係	割増し容積率の限度
第 12 条の規定により有効に接する 前面道路の幅員が 8 メートル以上	5/10 と第 19 条（1）の規定により得られた公開空地等による割増し分の容積率に 1/2 を乗じたもののうち小さいもの
第 12 条の規定により有効に接する 前面道路の幅員が 12 メートル以上	第 19 条（1）の規定により得られた公開空地等による割増し分の容積率に 1/2 を乗じたもの

- (1) 「さいたま市における宿泊施設及びオフィスの整備に着目した容積率緩和方針」の適用を受けることができる地域（近隣商業地域及び商業地域）内において、当該施設の確保が必要であると市長が認めるものであること。
- (2) 宿泊施設は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 6 項第 4 号に規定する営業の用に供する施設及びこれに類する施設でないものとする。
- (3) 宿泊施設等の部分の床面積は、計画建築物の延べ面積の 2 分の 1 以上であること。
ただし、宿泊施設等の部分の床面積が 3,000 平方メートルを超えるものを除く。

2 前項各号に該当する建築物の場合にあつては、第 10 条の規定にかかわらず、敷地面積の最小規模を 500 平方メートルとすることができる。

3 次の各号に該当する建築物で、計画敷地の周辺に居住の用に供する建築物や老人ホーム等の就寝を伴う公益施設が存しない等、周辺の土地利用状況に応じて市街地環境に及ぼす

影響が軽微であると市長が認める場合にあつては、第 11 条第 2 項の規定にかかわらず、当該規定による敷地境界線（隣地境界線に限る。）までの水平距離の限度を超えるものとするることができる。

(1) 第 1 項各号に該当するもの又は計画建築物の延べ面積の 2 分の 1 以上を事務所の用途に供するもの。

(2) 計画建築物の一部に居住の用に供するもの又は老人ホーム等の就寝を伴う公益施設を有しないもの。

4 前項(1)に該当する建築物で、前面道路が幅員 12 メートル以上そのまま同等以上の幅員を有する道路に接続されているもの場合、又は第 12 条第 1 項(2)の道路から幅員 6 メートル以上の道路に接続する通り抜け通路状公開空地（幅員 4 メートル以上で、市街地環境における整備改善の貢献度が高いものに限る。）を整備する場合にあつては、第 12 条第 1 項中「1/7 以上」を「1/10 以上」と読み替える。

(容積の割増しを受ける建築物に対する制限)

第 22 条 計画建築物が第 19 条の規定により容積の割増しを受ける場合における、法第 56 条第 1 項第 1 号の規定による別表第 3（は）欄を適用する際の特表（ろ）欄の区分については、「第 52 条第 1 項、第 2 項、第 7 項及び第 9 項の規定による容積率の限度」を「計画建築物の容積率」と読み替えて適用するものとする。

(公開空地である旨等の標示)

第 23 条 公開空地の適当な場所に、対候性、耐久性に優れた材質を用いて、当該公開空地が法に基づいて設けられたものである旨及び深夜等の閉鎖が認められた公開空地についてはその公開時間を標示するものとする。なお、標示は、公衆の目にとまりやすい大きさ（たて 40 センチメートル以上、よこ 60 センチメートル以上）のものを、2 箇所以上設置するものとする。

(公開空地等の維持管理)

第 24 条 建築主又は総合設計制度を適用した建築物及びその敷地に係る権利者（以下この条において「建築主等」という。）は、公開空地等について公開性が担保されるよう適性に維持管理するものとする。

- 2 建築主等は、竣工後速やかに公開空地等の管理責任者を定め、別記様式1により市長へ報告するものとする。また、報告後において管理責任者に変更が生じる場合は、事前にその内容を市長へ報告するものとする。
- 3 建築主等は、総合設計制度を適用した建築物及びその敷地を譲渡する場合において、譲渡を受けるものに対し、公開空地等の主旨を説明するとともに公開空地等の維持管理に関する責務を継承するものとする。
- 4 建築主等は、やむを得ない理由により公開空地等の変更を行おうとする場合には、新たに許可を取得するものとする。ただし、変更の内容が従前の許可の範囲を超えていないと市長が認める場合は、この限りでない。

第4章 高さ制限に関する緩和

(道路斜線制限又は隣地斜線制限に関する緩和)

第25条 道路斜線制限(法第56条第1項第一号)又は隣地斜線制限(同項第二号)の緩和については、原則として天空率(同条第七項)によるものとする。ただし、天空率によることが計画敷地の形状等により合理性に欠けると市長が認める場合にあっては、この限りでない。

この場合の道路斜線制限又は隣地斜線制限に係る許可を受けることができる建築物は、敷地の各辺(単純な形状の多角形の敷地にあつては敷地境界線、多角形でない敷地又は複雑な形状の多角形の敷地にあつては、当該敷地を単純な多角形に近似した場合の各辺をいう。以下同じ。)において S_i' が S_i 以下であるものとする。この場合において、 S_i' とは、 O_i (各辺についてその中点から次に掲げる地域に従い、次に掲げる距離だけ外側にある点をいう。)を通る鉛直線上の各点を視点として建築物の各部分を各边上の鉛直面に水平方向に投影した図形の面積(以下「立面投影面積」という。)とし、 S_i とは、各辺において法第56条第1項第一号、第二号及び第2項の規定によって許容される最大の立面投影面積とする。

近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域、工業専用地域

道路に接する各辺について当該道路の幅員に後退距離に相当する距離を加えた距離、その他の各辺については12メートルに高さが31メートルを超える部分を有する建築物にあつては、その部分から隣地境界線までの水平距離のうち最小のものに

相当する距離を加えた距離

2 高さが 100 メートルを超える建築物に対する第 1 項の規定の適用については、次の各号を加えたものをもって第 1 項の S_i' とする。

(1) 建築物の高さ 100 メートル以下の部分の立面投影面積

(2) 建築物の高さ 100 メートルを超え 150 メートル以下の部分の立面投影面積に 2 分の 1 を乗じて得たもの

(3) 建築物の高さ 150 メートルを超える部分の立面投影面積に 3 分の 1 を乗じて得たもの

3 前面道路の反対側の境界線からの水平距離に後退距離に相当する距離を加えたものが法第 56 条第 1 項別表第 3 (ハ) 欄に掲げる距離を超える建築物の部分の立面投影面積は、道路に接する各辺の S_i' に含めないものとする。

第 5 章 環境条件等

(交通量調査)

第 26 条 計画建築物の敷地から幹線道路に至る道路で、通常の経路として使用されることが想定されるものは、要所において交通量調査を実施するとともに、当該敷地周辺の交通状況を勘案した計画とすること。ただし、当該敷地からの車両の出入が少ない場合、または、一般交通量が少ない場合等については、この限りでない。

(ビル風対策)

第 27 条 計画建築物の高さが 31 メートルを超える場合は、風洞実験等を用いて影響を調査し、必要に応じて植栽等を施したものであること。ただし、計画建築物の高さが 60 メートル以下の場合、コンピューターシミュレーション等による解析値に代えることができる。

(日影対策)

第 28 条 建築物の高さが 10 メートルを超える場合は、次に掲げる区分による定めを満たしたものであること。ただし、日影となる部分が道路内又は居住の用に供する建築物が存在しない等、周辺市街地に及ぼす影響が軽微であると市長が認める場合は、この限りでない。

(1) 法第 56 条の 2 の規定が適用される地域については、平均地盤面において同条の規

定に適合する計画とするものとする。

(2) (1) 以外の区域については、法第 56 条の 2 の規定に準じて日影規制を適用した際、平均地盤面において敷地境界線を超える範囲に 8 時間以上日影となる部分を生じさせることのない計画とするものとする。

2 前項(2)の適用の際に準じる法第 56 条の 2 の規定のうち、第 3 項の規定は適用しないものとする。ただし、計画建築物の敷地が道路、水面、線路敷その他これらに類するものに接する場合には、当該道路、水面、線路敷その他これらに類するものに接する敷地境界線は、当該道路、水面、線路敷その他これらに類するものの反対側の境界線を敷地境界線とみなす。

3 第 1 項の規定は、建築物に該当しない機械式自動車車庫で、その高さが常に平均地盤面上に保持されているものを含むものとする。

(バリアフリー)

第 29 条 さいたま市だれもが住みよい福祉のまちづくり条例第 2 条第 2 号に規定する生活関連施設に該当する建築物は、同条例第 13 条に規定する整備基準に適合した計画とするものとする。

(環境配慮)

第 30 条 さいたま市生活環境の保全に関する条例第 16 条第 1 項に規定する特定建築物に該当する建築物は、同条例第 14 条の規定による建築物環境配慮計画作成マニュアル「CASBEE さいたま」の評価が A 以上の計画とするものとする。

(路上駐停車対策)

第 31 条 計画建築物の敷地周辺の路上駐停車の防止に考慮し、計画建築物の敷地内には宅配等業務用車両及び来客車両の専用駐車スペースを設けるものとする。ただし、車両通行に十分な幅員を有する車路内に停車帯を設ける等の代替措置が確保できる場合は、この限りでない。

第 6 章 その他

(敷地内に都市計画施設等がある場合)

第 32 条 計画建築物の敷地内に、都市計画施設又は予定道路が含まれる場合は、当該都市計画施設又は予定道路の部分を除いた敷地においても、本基準の要件を満たし、かつ、現行の法に適合する計画とするものとする。

附 則

1 この基準は、平成 18 年 4 月 1 日から運用する。(以下、省略)

附 則

1 この基準は、平成 21 年 7 月 1 日から運用する。(以下、省略)

附 則

1 この基準は、平成 25 年 8 月 1 日から運用する。(以下、省略)

附 則

1 この基準は、平成 29 年 4 月 1 日から運用する。(以下、省略)

附 則

1 この基準は、平成 31 年 4 月 1 日から運用する。

2 この基準の運用前の許可準則及び技術基準に基づきなされた許可の申請の処分又は手続きは、この基準によってなされた処分とみなす。

3 この基準の運用前の許可準則及び技術基準に基づきなされた許可区域において、新たな建築行為を行なうために許可の申請を行う場合は、当該区域内の既存建築物及び既存建築物の部分について、この基準によらないことができる。

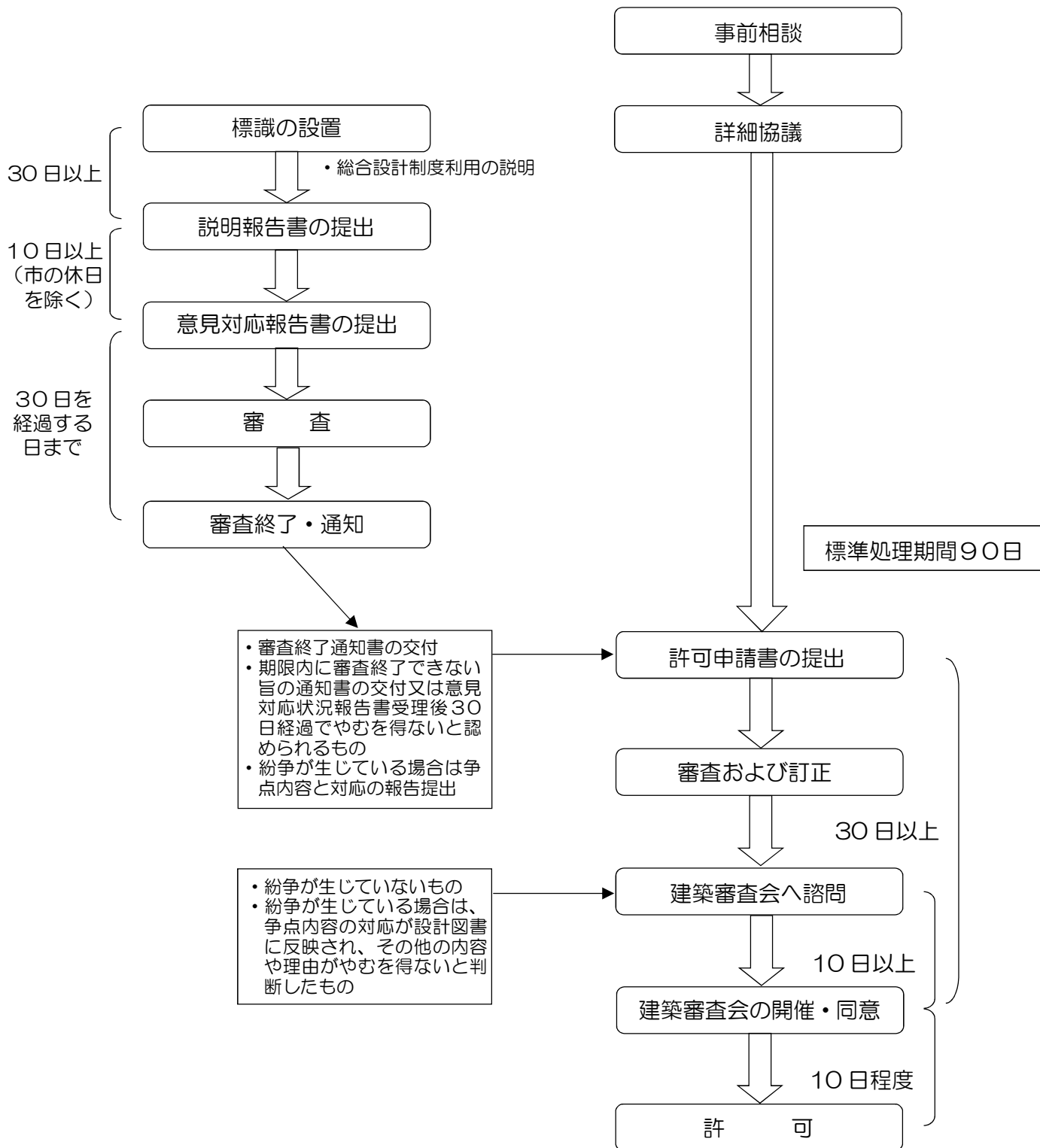
4 この基準の運用前の許可準則及び技術基準に基づきなされた許可区域を含めて、法第 86 条第 4 項の規定により許可する場合は、当該区域内の既存建築物及び既存建築物の部分について、この基準によらないことができる。

5 法第 86 条第 3 項又は第 4 項及び第 86 条の 2 第 2 項又は第 3 項を適用する際の本基準の規定は、第 11 条、第 25 条及び第 28 条中「敷地境界線」を「敷地境界線又は申請区域内の建築物の敷地境界線」と読み替えるものとする。

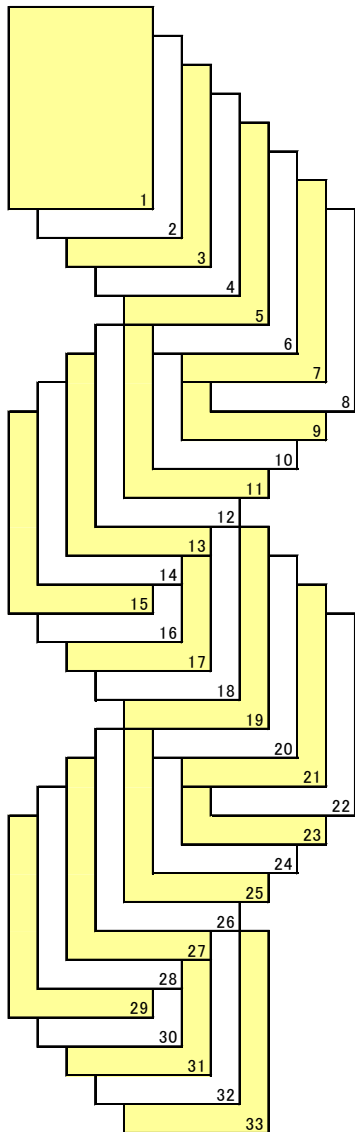
手続きの流れ

中高層建築物の建築及び
大規模開発行為等に係る
紛争の防止及び調整に関する
条例の手続き（抜粋）

総合設計制度
（建築基準法第59条の2）



許可申請添付図書一覧



1. 許可申請書（第1面～第3面）
2. 委任状（委任の範囲を明確に表示）
3. 都市計画図（位置を標示・凡例を表示）
4. 付近見取図
5. 周辺状況写真（必要枚数）
 - ・幹線道路から当該区域まで
 - ・区域周辺道路状況
 - ・隣接地等周辺建築物
6. 周辺状況写真撮影位置図（配置図を利用し撮影方向を標示）
7. 近隣土地利用図（当該区域より100mの範囲）
 - ・例）住宅：黄色、学校等：青色、病院等：赤色、
 - 公園等：緑色、店舗：茶色、工場：黒色、
 - 駐車場：灰色等
8. 総合設計制度適用趣意書
9. 総合設計チェックリスト
10. イメージパース
11. 公開空地配置図
12. 公開空地断面図
13. 公開空地算定図
14. 緑化計画図
15. 緑化算定図
16. 敷地求積図
17. 配置図
18. 建物求積図
19. 各階平面図
20. 立面図（4面以上）
21. 断面図（2面以上）
22. 安全対策関係図
23. 日影対策図
 - ・測定面0mにおける時刻・等時間・終日日影図
24. 日影図（法第56条の2適用建築物のみ）
 - ・時刻・等時間日影図
25. 総合設計・一般設計検討比較図
26. 電波障害関係図
27. 風害関係図
28. 交通関係図
29. さいたま市だれもが住みよい福祉のまちづくり条例対応資料
30. 紛争防止条例による説明報告書及び意見対応状況報告書
31. 紛争防止条例による審査終了通知書
32. 紛争の争点内容と対応報告
33. その他市長が必要と認める図書又は書面

※申請書は、正、副の2部を提出すること。

総合設計許可計画書

(第一面)

【1. 申請者】

【イ. 氏名のフリガナ】

【ロ. 氏名】

【ハ. 郵便番号】

【ニ. 住所】

【ホ. 電話番号】

【2. 設計者】

【イ. 資格】 () 建築士 () 登録第 号

【ロ. 氏名】

【ハ. 建築士事務所名】 () 建築士事務所 () 知事登録第 号

【ニ. 郵便番号】

【ホ. 住所】

【へ. 電話番号】

【3. 公開空地等管理責任者】

【イ. 氏名のフリガナ】

【ロ. 氏名】

【ハ. 郵便番号】

【ニ. 住所】

【ホ. 電話番号】

【4. 許可年月日・番号】

【イ. 許可年月日】

【ロ. 許可番号】

【5. 建物名称】

【6. 対象区域の位置】

【イ. 地名地番】

【ロ. 住居表示】

【ハ. 用途地域等】

【ニ. 建蔽率】

【ホ. 容積率】

【ヘ. 防火地域】 防火地域 準防火地域 指定なし

【ト. その他の区域、地域、地区、街区】

【7. 対象区域の面積】

【イ. 対象区域の面積】

【ロ. 対象区域に建築可能な延べ面積を対象区域の面積で除した数値】

【ハ. 対象区域に建築可能な建築面積を対象区域の面積で除した数値】

【8. 公開空地の面積】

(歩道状公開空地) (広場状公開空地) (通り抜け通路状公開空地) (合計)
() () () ()

【9. 建築物の番号】 () () () ()

【10. 敷地面積】 () () () (合計)

【11. 建築面積】 () () () (合計)

【イ. 建築面積】 () () () ()

【ロ. 対象区域内の建築物の建築面積の合計の対象区域の面積に対する割合】

【12. 延べ面積】 () () () (合計)

【イ. 建築物全体】 () () () ()

【ロ. 地階の住宅又は老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの部分】
() () () ()

【ハ. エレベーターの昇降路の部分】
() () () ()

【ニ. 共同住宅の共用の廊下等の部分】
() () () ()

【ホ. 自動車車庫等の部分】 () () () ()

【ヘ. 備蓄倉庫の部分】 () () () ()

【ト. 蓄電池の設置部分】 () () () ()

【チ. 自家発電設備の設置部分】
() () () ()

【リ. 貯水槽の設置部分】 () () () ()

【ヌ. 宅配ボックスの設置部分】
() () () ()

【ル. 住宅の部分】 () () () ()

【ヲ. 老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの部分】
() () () ()

【ワ. 延べ面積】 () () () ()

【カ. 対象区域内の建築物の延べ面積の合計の対象区域の面積に対する割合】

【13. 特例許可の緩和項目】

容積率 道路高さ制限 隣地高さ制限

(第三面)

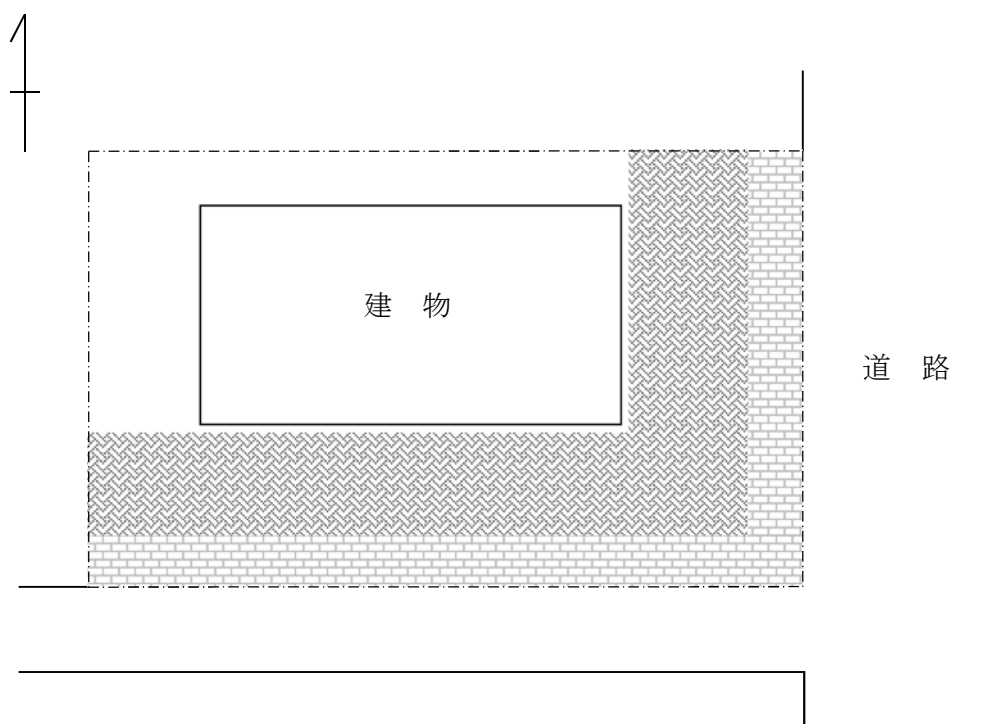
付近見取図



配置図

※ 公開空地配置図、公開空地算定図、総合設計チェックリストを添付すること。

標示板【参考】

この広場及び通路は、建築基準法の許可に基づき設けられた公開空地で、歩行者等が日常自由に通行又は利用できるものです。



 広場状公開空地
 歩道状公開空地

平成 年 月

建築主 氏名

管理責任者 氏名

さいたま市建設局建築部建築行政課

TEL 048-829-1533

FAX 048-829-1982

E-mail : kenchiku-gyosei@city.saitama.lg.jp